

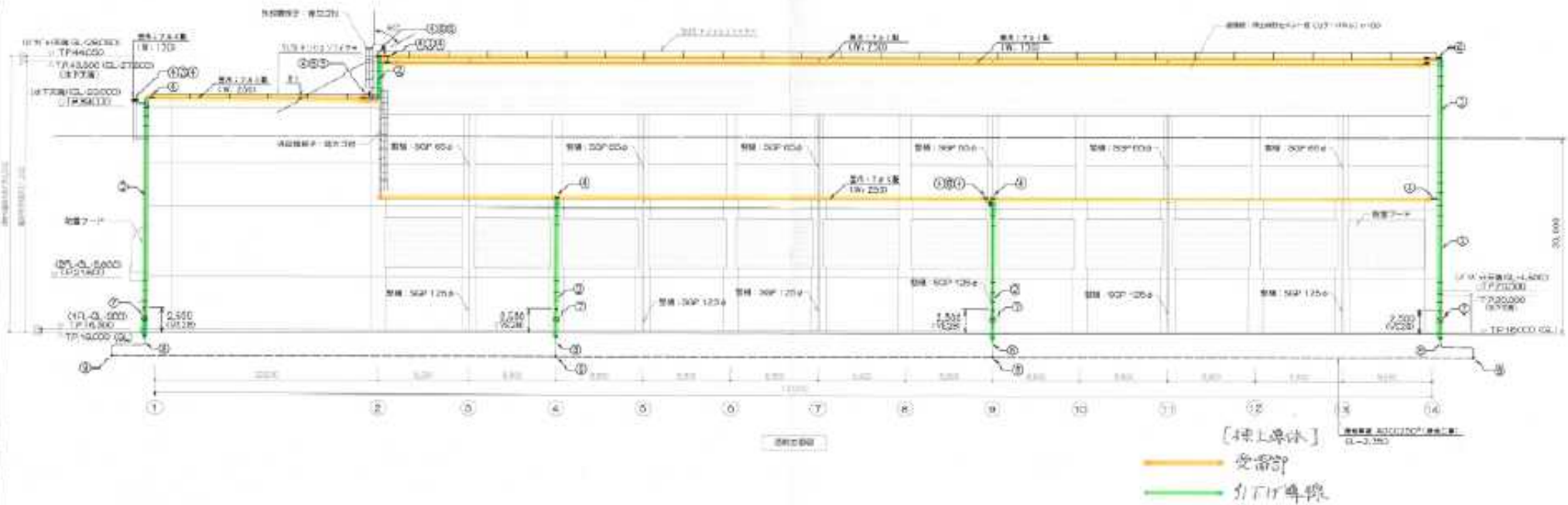
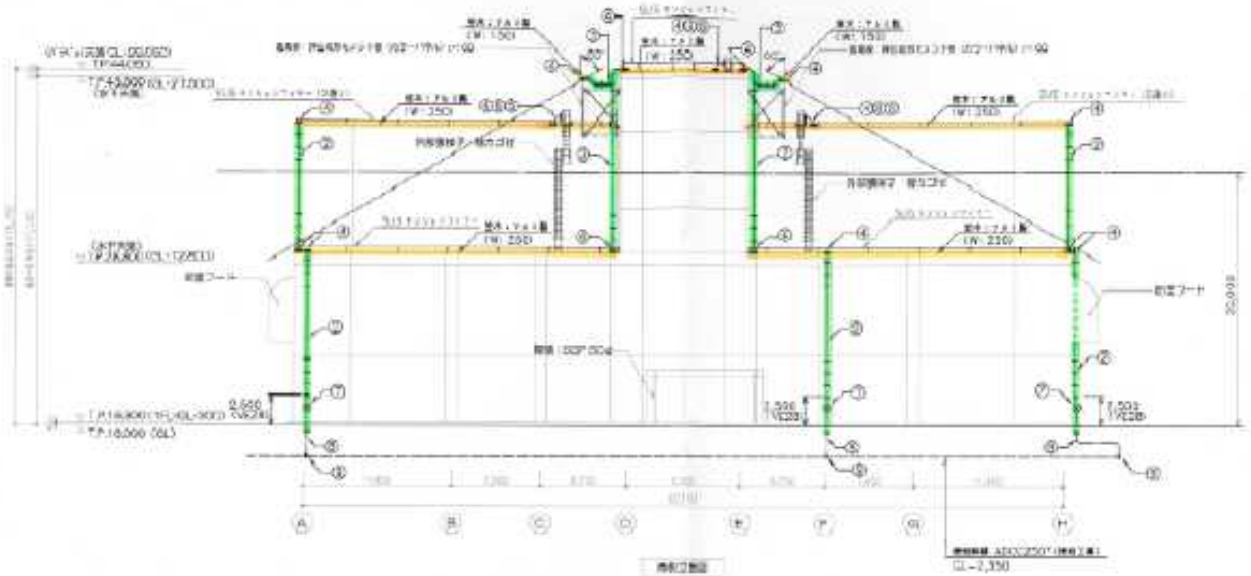
リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年3月2日
管理表No.	0209-83 改訂00

項目	コメント内容
自然現象等 (第9条)	(落雷) 棟上導体について、別添 I P18 (1.7.1(1)g) (PDF25)等では建屋屋上に設置すると記載しているが、添付書類3 添付 19-2-7-2 P2(PDF2829)では使用済燃料建屋屋上及び外壁面に設置と記載がある。記載の整合性を説明するとともに、必要に応じ図面等を用いて設置状況を説明すること。

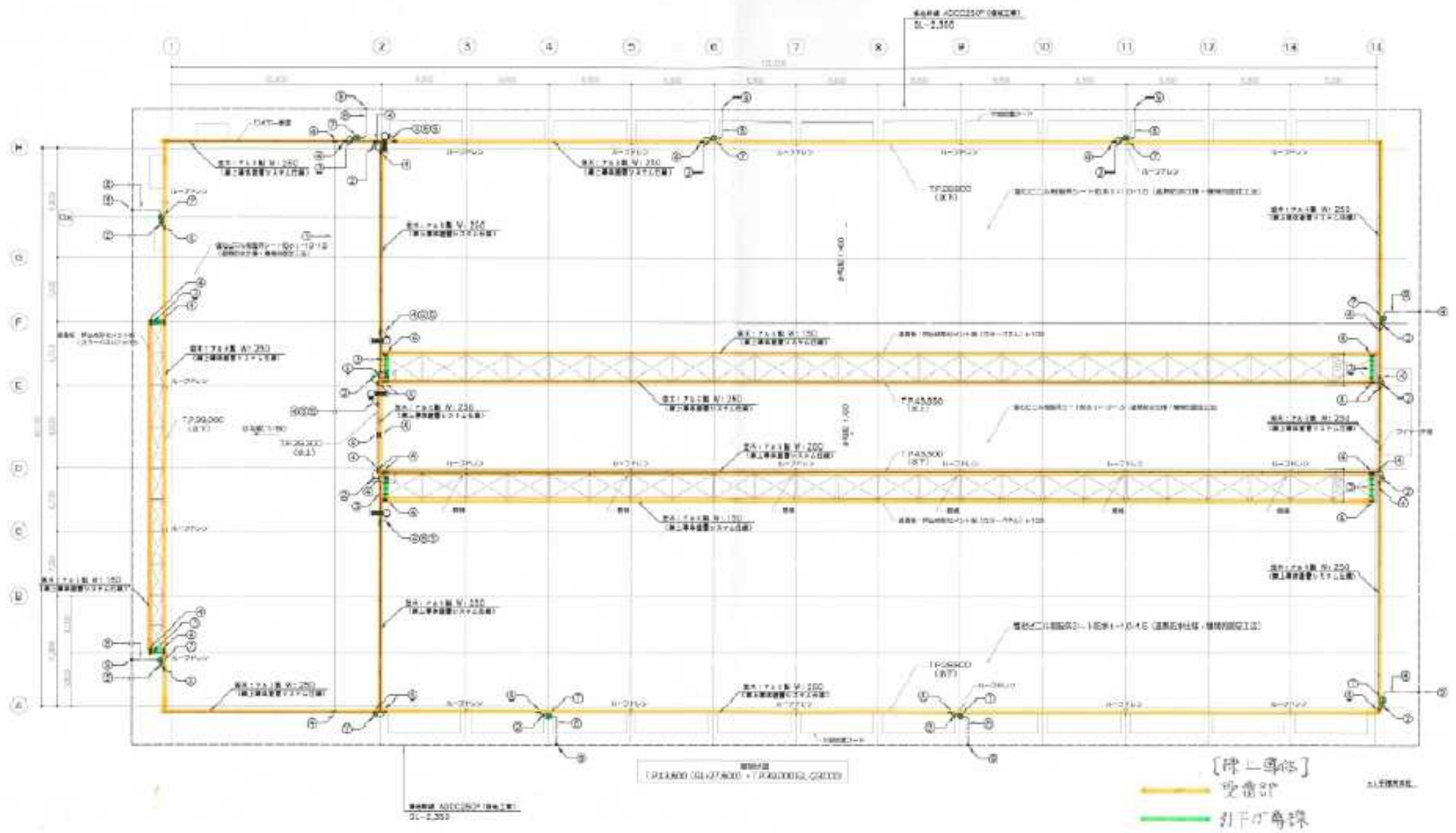
(回 答)

- ・棟上導体のうち、主要部位である受雷部が屋上に、その他の部位である引下げ導線が外壁面に設置されている（添付1及び添付2のとおり）。
- ・別添 I P18 (1.7.1(1)g) 基本設計方針では、設備の概要として主要部位である受雷部の設置場所を記載しており、建築基準法に基づき設置することの記載と相まって、基本設計方針としては十分な記載と考える。
- ・添付書類3 添付 19-2-7-2 P2 は、使用済燃料貯蔵建屋内の消防用設備配置図であるが、外壁が図示されていることを踏まえ、引下げ導線が外壁に設置されている旨付記したものである。

以上



避雷設備立面図



避雷設備平面図